

広島県告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を庄原市役所の掲示場に掲示した。

令和三年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所及び所有者の氏名

| 所 在 場 所 | 所 有 者 の 氏 名 |
|--------------------|-------------|
| 庄原市西城町八鳥字戸板谷五四二二の二 | 安井 聖人 |

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について